

南相馬市規則第 号

南相馬市農村公園管理規則の一部を改正する規則

南相馬市農村公園管理規則（平成 18 年南相馬市規則第 123 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（公園事務の所管） 第 2 条 公園事務の主管課は、 <u>鹿島区産業建設課</u> とする。	（公園事務の所管） 第 2 条 公園事務の主管課は、 <u>経済部農政課</u> とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。